『労働運動』を支えるもの

三川支部　高田　清

切羽で働くようになつてから、よく、こんなことをいわれる。「高田さん、組合運動はやめたつかな」「君じゃん、組合運動にはもう懲りのさめたつかねーー」「ーー組合の方がよかつたろだんー」

こんなことをきくたびに私はいい知れぬ不安におそわれる。

私はそんなに変つたのだろうか？。いや、私が変つたのは、労働運動をすすめる立場が、執行部から現場に移つた、単にそれだけである。それなのにこんな人が、と思うような人からさえ、そんなふうにいわれるとつくづく考えこまざるを得ない。

労働運動をすすめるものは一体誰だろうか。執行部か、それとも切羽で働く一人一人の組合員か。労働運動と現場で働く私たちは無関係なのだろうか。労働運動と組合活動は同じか。それともその内容がちがうのだろうか。

もし、この様な極めて簡単な、しかも、根本的問題にたいしての理解と自覚が、程度の差こそあれ疑問として、一人一人の心の片隅にあるとすれば、これは決して見逃しできない重大な要素をもつていることではないか。

敗戦によつて、それまで支配していたあらゆる社会秩序が崩壊しその混乱と虚脱状態の中から、連合軍政策の一環として、労働組合組織が、何の抵抗もうけず公然とむしろ、会社の援助をさえうけながらつくられた。

これは、当時、日本全国の労働組合が、労働者が、働く者のための労働組合でなく、労働運動を進める労働者の感覚でうらづけられたものでなかつたことを示している。つまりそれは武力と権力によつてつくりあげられた生産復興のための一手段でもあり、いわば強制された労働組合組織であつたのだ。

三鉱労組も決してその例外ではなかつた。しかし、その後十三年間、寮生スト、入坑遅延の発生、疊替要件などの諸問題をはじめ、二・一スト、レッドパージ、破防法、スト規制法などの反対闘争、炭婦協結成、六三スト、英雄なき一一三日の闘い、四三スト、ロックアウト、長計協定の闘いなどとそれこそ血のでるような苦しい闘いを経て、ようやく今日、強力ないまの三池労組ができあがつた。

だが、いま組織の隙々をよく眺めてみると、このままでよいのだろうかと不安を感じてならない。それは、悲観的見方だろうか。仲間に対する信頼と友情の欠けた見方だろうか。それとも、誤りのない現状認識だろうか。

過去、労働運動の発展過程で、それが幹部闘争にならざるを得なかつた時期があつたことは、やむを得なかつたとしても、克服すべき誤りであつたことは、今更私がここで指摘するまでもなく、「幹部闘争から大衆闘争へ」の大衆路線が明確にされたことによつても判然とする。

「幹部闘争から大衆闘争へ」三鉱労組で、それは着実に実行されたであろうか？。特に精神的（意識的、思想的）面でーー。残念ながら、それは極めて不十分ではなかつただろうか。何故なら、今日まで、三鉱労組が数々のすばらしい労働条件を闘いとつてきたにもかかわらず、組合員の真の自発性は、大きく封鎖されていると思うからである。それは「執行部のいうことならーー」「組合のやることならーー」という幹部依存主義的絶対主義に陥つていないかということである。その限りでは、過去と現在を通じ完全な幹部闘争であり、執行部諸氏闘争になつていたといわなければならないだろうし、またそのような危険性をもつていたといえるだろう。

しかし、だからといつていままで執行部（組合員）があげた実績にたいする信頼からくる面を否定するものではない。

また、他の組合に比較して、組織問題をきわめて重要視してきた三鉱労組が、その形や内容について、専門に研究実行する相当部面をもたなかつたことにも疑問を感ずる。いままでは、戦術委員会をはじめ各級機関が各々これらの問題ととりくんできたであろうが、それらのことがらがお互いにこの根本的問題に対する依存性を生んでいたのではないかと判断される。

さらに、職場闘争の処理などでも、要求項目の処理よりも、闘争そのものの処理をいそぐ傾向が見受けられる点は是正されなければならないし、直ちに執行部に吸いあげるという傾向は、ますます、組合員の依存性を強め、職場闘争がおこるまでの自発的討議を軽視させる傾向を生むことを忘れてはならない。

しかし、何んといつても、いままであれほどの大闘争を闘つてきて、しかもそれなりに相当の成果を収めてきた組合員の一人一人がそれを闘つてきた自己の力と相互理解を忘れようとしているし、執行部はそれを積極的に意識させようとしていないことは問題だ。いうまでもなくその輝しい成果と大衆闘争の基礎である組合員の自発性を高める努力を忘れるならば、それは極めて危険な状態であることを知らなければならない。

そのような中にあつて、会社再建案の提示をめぐる、最近の機関紙〃みいけ〃の努力は高く評価されなければならない。が、それでもなお現状は不充分であることを再認識する必要があろう。そして労働運動に対する組合員の理解と自覚を深めるため、大衆闘争への自発性の育成導電とそれの理論的指導、あらゆる面での幹部闘争的感覚と意識の早期排除、中央委員を含めて職場活動家の思想的育成職化などを早急に軌道にのせる必要があるようである。

これらの問題を、英国のTUCが、労働組合員自体の人間形成に極めて大きな力を注いできたことと比較して、客観的状勢の相違はあるにしても、そこに大きな開きがあることは何等かの示唆を与えているようである。

すなわち、組合員の経済的基礎が、ある程度まで上昇すると、それ以上の変革を原想的要づけなしに進展させることは極めて困難となり、それまでに挙げ得た成果の認識させ方次第で、経済的結果の進展とは逆な意識面の後退を生みだすおそれがあり、ひいては労働運動を真に進めるものが誰であるかを忘れさせ、「大衆闘争へ」の路線を空論に終らせることになるだろう。

しかし、何といつても、いままでの輝しい成果は、執行部の卓越した指導力はあつたにしても、根本的には職場・地域における一人一人の組合員の結集された力の結果であることを私たちは家族ともども忘れてはならない。

又、今後つぎつぎに生みだすであろうすばらしい成果も、この一人一人の理解と自覚なくして闘いとれないことも――。

そして、真に労働運動を支えるものは、そのような理解と自覚に基づく私たち組合員ひとりひとりの自発的行動力であることを再認識したい。

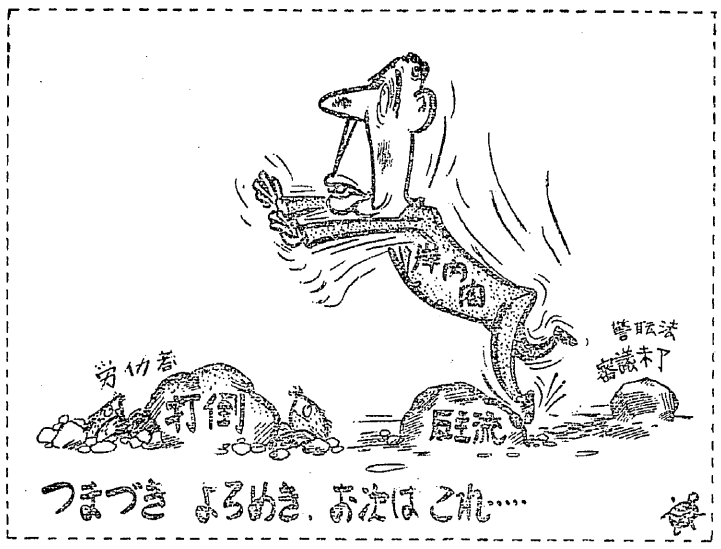

安保條約改訂の狙い
拍車かける日本の核武装

日米安保條約とは

日本国民は、はじめから日米安保条約そのものについて、強い不満をもつていた。それはいままで日本国民が日本の土地で、米軍に〃ママさんおいで……〃で殺されたり、または裁判権が日本にあるかどうかでもめて、犯人は無罪同様で米国に帰つたり（ジラード事件）、ジエツト機が農家に墜落したり、砂川・百里ケ原その他の基地拡張が強行されたり、ちかくは宮村さんのように電車に乗つていて射殺されるなど、毎日の生活そのものが不安にさらされているからである。

それと同時に一方では、平和憲法下で再軍備増強をおしつけられたり、朝鮮や台湾での危険な状態が、すぐ米軍基地下にある日本へをしてその結果が、戦争にまきこまれるという本能的な危険を感じさしている。これらのすべてが、安保条約のためだと知るからにほかならない。

たとえば、保守勢力のなかにもいまの日米安保条約の第一条では米軍の日本国内およびその周辺に駐留の権利だけもつていて、つぎの三つの場合だけ米軍が出動するということになつているので、米軍は実質的には日本防衛の義務は負わず、不公平だといつている。

つまり、その三つの場合とは、(1)日本にたいする直接侵害。(2)日本政府の要請による間接侵略(3)政策における平和と安全に寄与するため。

であり、(1)の場合では、最初、アメリカ軍が出動して、原水爆十分間戦争をやつたら、あとはさつさと逃げてしまうことが考えられる条約には、米軍は逃げてはいけないという規定はどこにもない。

(2)の場合は、日本の政府が反動化し、民主勢力の抵抗が強くなつた場合、これを強圧するため日本政府の要請があれば米軍が出動する。これは内政干渉になる。

(3)の場合は一番ひどい。例えば台湾や朝鮮で米軍が戦争をはじめたとき、米軍は日本の基地から出動するし、現行条約のもとでも日本は戦争にまきこまれるわけである。

そのほかに、もう一つ重大なことは、在日米軍の軍備や使用については、米軍はあらかじめ日本政府にことわらなくてもよいとなつているため、核兵器をもちこまれても、この条約ではなんとも文句をいえないということである。岸首相は、いつも「そんなことはさせない」といつて逃げているが、それが大嘘であることは、これでわかる。

安保交渉の経過

三年前の一九五五年八月にワシントンで当時の重光外相、河野農相、岸（当時幹事長）は、ダレスに会い、つぎのような内容の共同声明をだした。すなわち、日本は米軍指揮下のMSA再軍備の増強をいそぐ。それができたらいまの自主性のない不平等条約を、自主性があるかのようにみえる相互軍事同盟条約になおして、日本軍に西太平洋全体（韓、台、比）までもとに、とくに昨年の夏から台湾が危くなつて、極東でアメリカの軍事力を補強する必要がうまれたために、日本軍を早く使うようにしたいという三年前からのかんがえを、ことさら急ぎはじめたからである。

恐るべき改定の内容

1、沖縄、小笠原を日・韓・台で共同防衛。

日米安保条約のなかに「日本区域」ということばがある。（第四条）だが、一体「区域」とはどこなのか？。これが国会で論議されたときも問題になつたが、ついに究明できなかつた。それがこんどは、はつきり「沖縄――小笠原」という文字がだされてきたわけである。

しかし韓国、台湾がアメリカとともに、今日すでに沖縄――小笠原の防衛の任務についているのである。日本がさらに同じ任務をもつということになれば、その結果はどうなるか？。米・日・韓・台の軍事同盟が事実上できあがることになるし、日本の自衛隊が沖縄小笠原をはじめ、その他の海外地域にも派遣されるおそれが多分にある。

2、核武装の合法化と防諜法

いまでさえ、わが口の自衛隊にミサイル、サイドワインダー、エリコンなど次々とミサイル兵器がもちこまれているが、こんど相互防衛の新しい安保条約がつくられることになれば、日本への原子兵器のもちこみ、すなわち日本の核武装が一挙に拍車をかけられる。

いま一つの重大な条件がある。これは防衛機密保護法は単なる兵器の機密保全のためではない。

「事前に軍隊の配備および使用を知らせ合う」という相互防衛条約の前提条件として絶対に必要であるとの要求から「機密保全が維持されるための加盟国の保証」つまり防諜法であり、それは核武装の前提条件であるということである。

防諜法が、こんどの通常国会に出されようとしている背景は、ここにある。もちろんこの防諜法―スパイ防止の名のもとに、これが破防法や警職法と結びついて、平和国民にたいする弾圧法になることは戦前の例をみても明らかである、安保条約改定が企図されるかぎり、こうした暗黒のかげが必ずともない、しのびよつてくるのだ

国民の力は外交をゆり動かす

警職法改悪反対にもり上つた国民の本能的な怒りと統一行動は、ついに岸内閣の外交政策までも、ゆさぶつている。なぜなら、強き一点ばりの反動内閣も、ようやく自民党内の対立をふかめその外交政策もが足もとを見すかされた。

警職法という戦後最悪の法案をわれわれの手で葬り去つたことは民主勢力の大衆的な潜在力の偉大さを物語るものであると同時に、戦後十三年、苦難のみちを、闘い抜いて今日まで育つた労働組合の力があつて始めてなしえた事実をわれわれは見逃してはならない。

われわれは、この力と組織をさらに強めなくてはいけない。これこそが、日本を解放させ、平和と民主々義を守り、われわれの生活を向上させる力、そのものなのである。

守らせるということである。

昭和三十二年六月、岸首相はふたたび渡米したが、安保条約の改訂要求については、ダレスの冷い蛇のような目にらまれて、ほとんど得るところなく帰国した。

こうしてみせかけの安保改訂すらも岸渡米ではだめだつたので、昨年九月に藤山外相が渡米した。ところがこんどは、ダレスの方がむしろ積極的に安保改訂に応じたそればかりでなく、アメリカ側の改訂案を逆に強要した。これはいかなる理由によるのだろうか？そこに問題がある。

それは何も、よくいわれるように日本の完全独立という保守党にハナをもたせたものではなく、また日本国民の自主性回復の要求にアメリカ側が譲歩したのではなくて、実際にはそういうみせかけの

われらの代表を落すな！

当選期す林田・木庭両候補

熊本県知事

告示　十二月二十八日
投票　一月二十二日

平和闘争を目指して地域ではいま闘争態勢の万全を期している。ことしは参議院、地方選挙と数多くの選挙戦が展開されるが、われわれが念願する平和で明るい世の中をつくるためには、一人でも多くわれわれの代表をおくらなければならないことは、あらためていうまでもない。

新春早々地方選挙の前しょう戦として熊本県知事、瀬高町議の選挙が実施されるが、三鉱労組では機関の決定によつて熊本県知事に林田竜喜氏、瀬高町議に木庭英治氏をそれぞれ推薦候補と決定した。当該地区の組合員、家族はもちろん、みんなが手をとりあつて呼びかけ、われわれの代表を議会におくるようベストをつくす時期である。

熊本県知事候補
林田龍喜

○生年月日　明治三十七年一月三日
○本籍　熊本市川尻町
○現住所　東京都千代田区永田町一丁目八番地
○経歴　東大法学部政治科卒、関東庁海務局庶務課長、関東州庁農林課長、関東州専売局長、旅順工大講師、会計検査院検査官大蔵省熊本・福岡財務局国有財産部長、大蔵省中国財務局長、肥料配給公団清算人をへて現在株式会社三洋取締役会長

瀬高町会議員

告示　一月二十一日
投票　一月二十八日

瀬高町会議員候補
木庭英治

○生年月日　大正三年二月一日
○現住所　瀬高町下の庄
○経歴　昭和十年入社、経理部会計課勘定係員、昭和二十二年以降瀬高町議に連続三回当選、三鉱職組中央委員三期